

## 遊漁船の安全・安心確保推進事業 誓約書

- 1 本補助金の申請にあたり、「遊漁船の安全・安心確保推進事業 給付規程」(以下、給付規程 ([https://yugyo-shien.jp/file/youshiki/00\\_regulations.pdf](https://yugyo-shien.jp/file/youshiki/00_regulations.pdf))) を遵守いたします。
- 2 本補助金の申請において、事務局に提出する書類は虚偽の記載は一切ありません。
- 3 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方(補助対象事業者)が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 4 給付規程の(別紙)に規定された「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守いたします。
- 5 本補助金を受けて取得した設備は、申請した当該船舶への設置することが条件であることに同意します。
- 6 当方(補助対象事業者)は、設置した安全設備を設置から廃棄等の処分5年間の間(以下「処分制限期間」という。)に売却、譲渡、交換、貸付け、担保に提供、改造、廃棄等による処分、又は物件の使用目的の変更はいたしません。ただし、故障その他やむを得ない事情により交換をする場合には、あらかじめ事務局と協議するとともに、交換した当該安全設備について処分制限期間の間、廃棄等による処分をしません。
- 7 当該安全設備が搭載されていないことが発覚した場合は、給付規程に基づき当該補助金を返納いたします。
- 8 不正な方法により本補助金を受給した疑いが生じた時、又は補助金を受けた設備を承認得ずして処分したことが判明した時は、当該補助金の全部又は一部について、加算金(年10.95%の利率)と共に返納いたします。
- 9 補助対象の条件については、自己責任のもと確認し申請することに同意します。  
補助対象の条件を満たさない場合、(給付決定後であっても)給付決定は取消され、既に補助金が振り込まれていた場合であっても当該補助金を返納いたします。
- 10 申請内容の審査ならびに報告の為、申請書や実施報告書等の一部または全部を、公益財団法人日本財団・(一社)日本中小型造船工業会・所管官庁および船舶検査機関等に連携することに同意いたします。
- 11 当方(補助対象事業者)に代わって代理人(システム利用者また法人の場合は担当者も含む)が申

請する場合、代理人は当方（補助対象事業者）から委任されており、当方（補助対象事業者）が申請しているものとみなすことに同意いたします。

- 1 2 個人情報の保護および管理に関しては、事務局が定めるプライバシーポリシー（<https://yugyo-shien.jp/file/terms/privacy.pdf>）に基づき、取り扱われることに同意いたします。
- 1 3 国、自治体又は他の団体等の補助事業（事務局が別に定める補助事業を除く）と、同じ領収書による安全設備の申請でないことを誓約いたします。
- 1 4 申請する安全設備の種類が浸水警報装置、排水設備の場合は、給付規程別添 1 の機能要件を満たすものであることを誓約します。（別添 1 は給付規程の 1 6 ページでご確認ください。）

以上の項目すべてに同意、また遵守することを誓約いたします。

※この誓約書は下記の「上記の内容を遵守することを誓約し、申請システムを利用する」ボタンを押下することにより自動的に誓約したものとみなします。

なお、誓約日は下記ボタンを押下した日時（システムにて自動取得）、誓約者は給付申請における補助対象事業者とし、それをもって署名、捺印とみなします。